

## 特定非営利活動法人行方市スポーツ協会入会に関する規程

第1条 特定非営利活動法人行方市スポーツ協会（以下「当法人」という）定款第3章第8条により、加盟団体に関する規定を定める。

第2条 加盟団体は、当法人定款第3条に規定する目的に賛同し、市民スポーツの普及・振興に関する事業を行わなければならない。

第3条 加盟団体は、毎年11月までに翌年度の事業計画、並びに収支予算書を提出し、又、毎年3月末日までにその年度の事業報告、並びに決算報告をしなければならない。

第4条 新たに加盟しようとする団体は、その代表者より下記の書類を当法人に提出し、当法人理事会の承認を得なければならない。

1. 加盟申請書
2. 所属加盟団体組織一覧表
3. 役員名簿一覧表（役職名、氏名、住所）
4. 前年度の事業・決算報告書
5. 当該年度の事業計画
6. 当該年度の予算報告書

第5条 理事会は、必要に応じてヒヤリングを行い、明らかな不的確事項がなければ承認するものとする。

このため、別に特定非営利活動法人行方市スポーツ協会加盟審査基準を定める。

第6条 加盟の承認を得た団体は、直ちに当法人定款第8条により正会員として、所定の入会届出書の提出と入会金、加盟団体会費の納入をしなければならない。

第7条 加盟の承認を得た団体は、別に定める当法人加盟審査基準の第3項「加盟団体共通の遵守事項」を守らなければならない。

第8条 加盟団体が退会しようとするときは、定款第10条により所定の退会届を会長に提出する。

附 則

- 1 令和3年4月1日より施行する。